



平成16年(行ウ)第15号

原告 市民オンブズパーソン栃木外二名  
被告 宇都宮市上下水道事業管理者外一名

2005(平成17)年9月9日

被告 宇都宮市上下水道事業管理者  
上下水道局長 今井利男

代理人弁護士 渋川 孝夫

指定代理人 郷間 勝 

指定代理人 関口 修 

指定代理人 篠崎 善 

宇都宮地方裁判所第2民事部御中

証拠説明

1 乙第1号証(「湯西川ダム」と題するパンフレット)

国土交通省関東地方整備局湯西川ダム工事事務所が平成17年1月に作成した。  
湯西川ダムの概要が記されている。

2 乙第2号証(湯西川ダムの建設に関する基本計画「建設省告示第317号昭和6  
1年3月11日」)

建設省が作成したもので、湯西川ダム建設の基本計画が記されている。

- 3 乙第3号証(湯西川ダムの建設に関する基本計画「国土交通省告示第1296号平成16年10月14日」)

国土交通省が作成したもので、湯西川ダム建設の基本計画の2回目の変更後の内容が記されている。

- 4 乙第4号証(利根川水系湯西川ダム建設事業に伴う財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業に係る栃木県負担額の利水者負担に関する協定書)

この協定にもとづいて、宇都宮市水道事業管理者から財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に対して基金事業負担金が支払われる。すなわち、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業に要する経費に関する栃木県負担額については、宇都宮市水道事業管理者が財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の請求にもとづいて財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に支払う。なお、栃木県知事と宇都宮市水道事業管理者は毎年度の事業の規模、内容及び負担金等について協議をする。